

## 坂井市コミュニティバス「フリー降車」の実施（継続）について

平成 25 年 4 月から実施している坂井市コミュニティバスの「フリー降車」について、平成 26 年 9 月からコミュニティバス運行ルートの見直しにより、現在「フリー降車」を実施しているルートが一部変更になることから、新たに下記ルートにおいて「フリー降車」を実施する。（継続）

- (1) 実施時期      平成 26 年 9 月 1 日（月）から
- (2) 実施ルート      ①加戸・三国東部ルート  
                             （現在実施中の加戸ルートに三国東部地区を統合するため、三国東部地区を追加）  
                             ②浜四郷ルート  
                             （現在実施中の浜四郷ルートで新たに新保地区乗り入れを行うため、新保地区を追加）  
                             ③坂井ルート  
                             （現在実施中の十郷関・坂井西部のルート統合により、「花のまち 2 丁目」～「いねす」間を追加）  
                             ※実施区間であっても、交差点付近や見通しの悪いカーブ、駐停禁止箇所等では「フリー降車」を実施しない。

### 1. 導入目的

自宅や目的地からバス停留所が離れている場合、高齢者、身障者、荷物を持った人等について移動が困難な場合がある。そのため、こうした利用者の利便性の向上を図るため、フリー降車制度を実施する。

### 2. 許可ルート      10 人乗りワゴン車の運行ルート

### 3. 降車方法

- (1) フリー降車希望者は、乗車時に「〇〇停留所と△△停留所の間の□□付近でフリー降車したい」と乗務員に申し出
- (2) 乗務員は、停車する前に、他の乗客に対しフリー降車のため停留所以外で停車する旨を伝える。
- ※停車場所は、降車希望場所付近で、乗務員が安全と判断した場所とする

坂井市コミュニティバス「フリー降車」  
実施経路図



青色のワゴン車  
10人乗り







